



2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

取適法（下請法改正）の概要と
労務費指針について





【本日の説明内容】

1. 取適法の概要について
2. 労務費指針について



【本日の説明内容】

1. 取適法の概要について
2. 労務費指針について

現行下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定）。
- 法目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護。

下請法の適用対象

<①取引の内容>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

<②資本金区分>

物品の製造・
修理委託の
場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

情報成果物作成・
役務提供委託の
場合

親：資本金5千万円超

下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超5千万円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買いたたき等

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、
下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、
下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

通称：下請法

略称：中小受託取引適正化法
通称：取適法

親事業者

▶ 委託事業者

下請事業者

▶ 中小受託事業者

下請代金

▶ 製造委託等代金

取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

※赤色は改正内容

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（手形払等の禁止）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

取引の内容

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

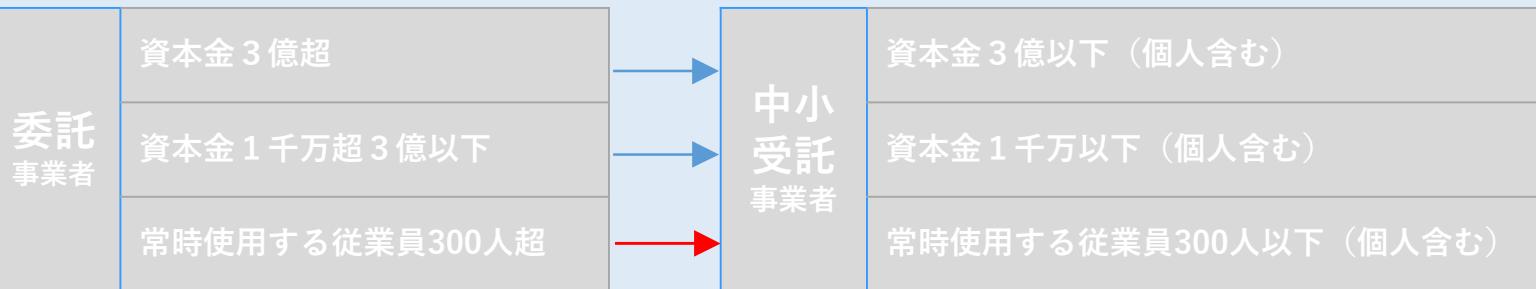
修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

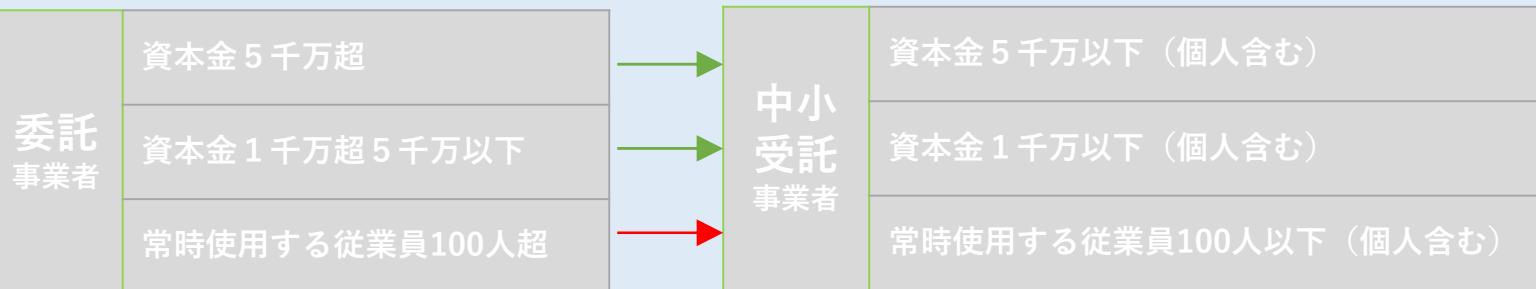


①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

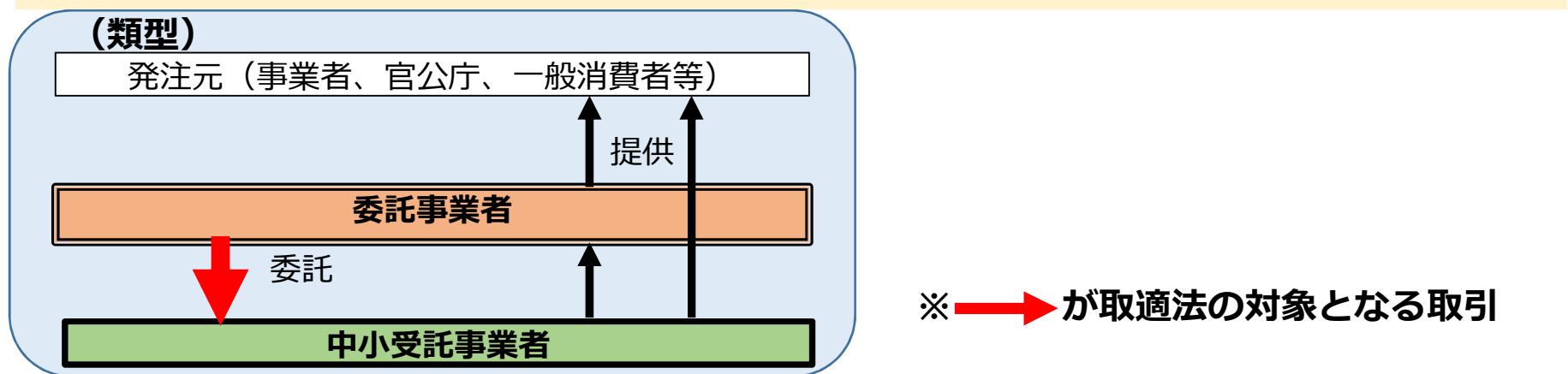


※赤色は改正内容

役務提供委託【第2条第4項】※以下条項番号は取適法に基づく。

- ・他者に対して運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）を提供する事業者が、**提供する役務の全部又は一部を他の事業者に委託すること**をいう。
- ・ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は取適法の対象とはならない。

取適法の適用を受ける役務提供委託は、以下のタイプ（類型）のみとなる。



役務提供委託のポイント

※ 建設工事は取適法の適用対象外

- ・取適法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。**
- ・これは、建設工事の下請負については、建設業法において取適法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているため。

※ 自ら利用する役務（自家利用役務）は取適法の適用対象外

- ・役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、**委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。**
- ・自家利用役務の例としては、自社工場の清掃業務を清掃業者へ委託する場合、社内研修を外部講師へ委託する場合などが挙げられ、これらの委託は適用対象外となる。

※運送事業者間の運送委託は引き続き役務提供委託の適用対象

建設業社への取適法の適用について

中小受託取引 適正化法テキスト

中小受託取引適正化法
テキスト

「請法」から「取適法」へ

公正取引委員会・中小企業庁

中小受託取引
適正化法テキスト
25頁～26頁

Q 5：建設工事の請負には本法の適用がないとのことだが、建設業者には本法の適用がないと考えてよいか。

A：建設工事に係る下請負（建設工事の再委託）には本法は適用されない。しかし、例えば、建設業者が建設資材を業として販売しており、当該建設資材の製造を他の事業者に委託する場合には、製造委託（類型1）に該当する。また、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を他の事業者に委託する場合には、製造委託（類型1）に該当する。

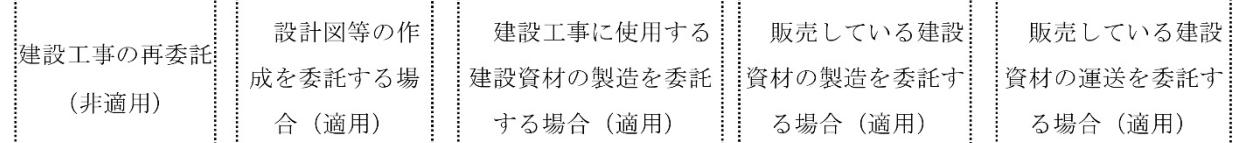
このほかにも、建設業者が請け負った建築物の設計や内装設計、又は工事図面の作成を他の事業者に委託する場合には、情報成果物作成委託（類型2）に該当する。また、建売住宅を販売する建設業者が、建築物の設計図等の作成を他の事業者に委託する場合には、当該設計図等は建築物に化体して提供されるものなので、情報成果物作成委託（類型1）に該当する。

建設業者が建設資材を業として販売しており、当該建設資材の販売先までの運送を他の事業者に委託する場合には、特定運送委託（類型1）に該当する。

施主、建設業者等

施主から建設工事請負、
同業者への建設資材の販売等

建設業者（元請）



建設業者

設計業者

建設資材メーカー

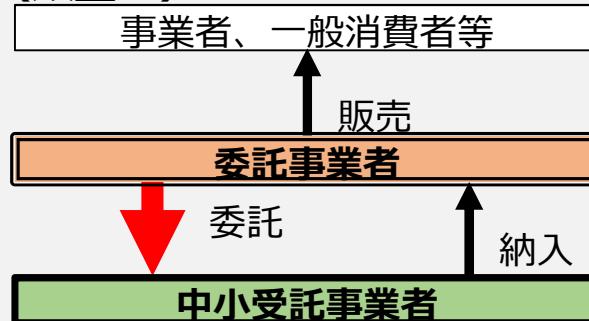
運送業者

製造委託 【第2条第1項】

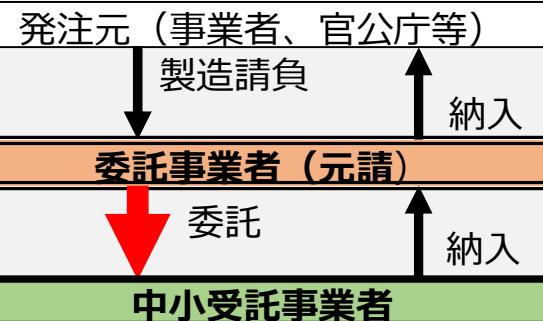
- ・ 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいう。
- ・ ここでいう「物品」は対象の明確化の観点から「有体物」をいう。例えば、建設事業者が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引などが挙げられる。

取適法の適用を受ける製造委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となります。

（類型1）



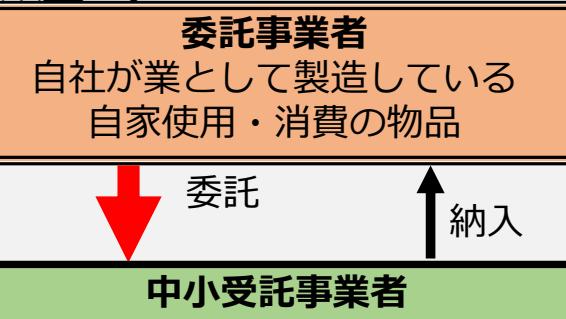
（類型2）



（類型3）



（類型4）

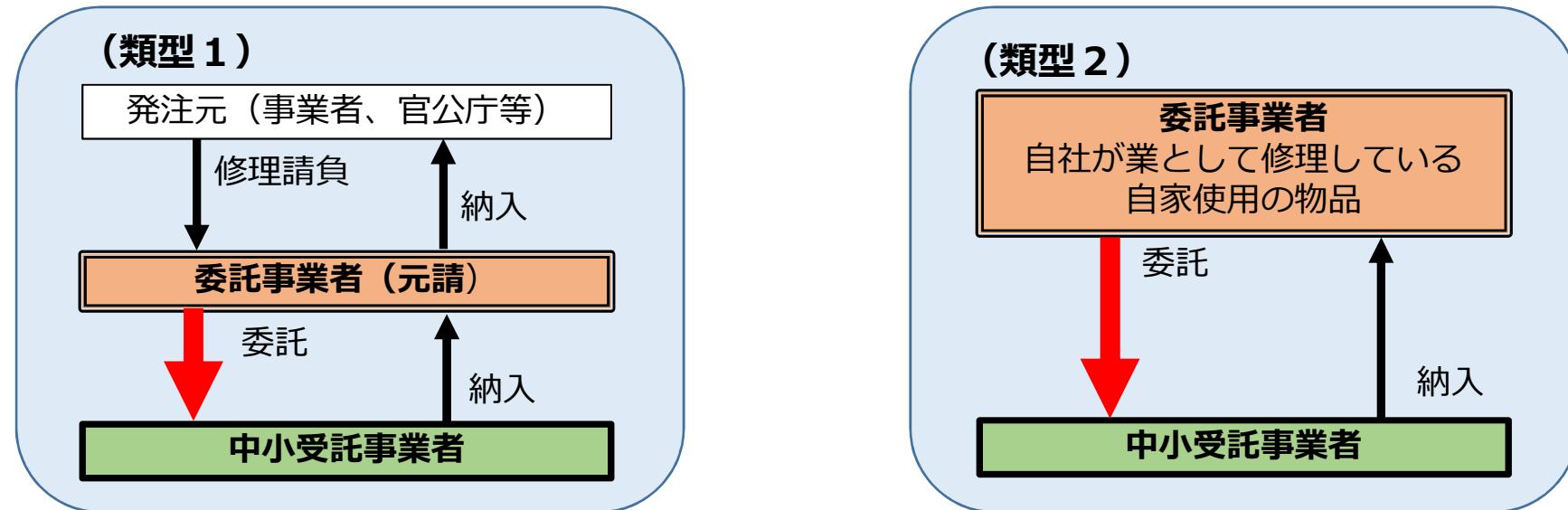


※ → が取適法の対象となる取引

修理委託 【第2条第2項】

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、**その修理の一部を他の事業者に委託すること**をいう。

取適法の適用を受ける修理委託は、以下2つのタイプ^①（類型1及び類型2）となる。



※ → が取適法の対象となる取引

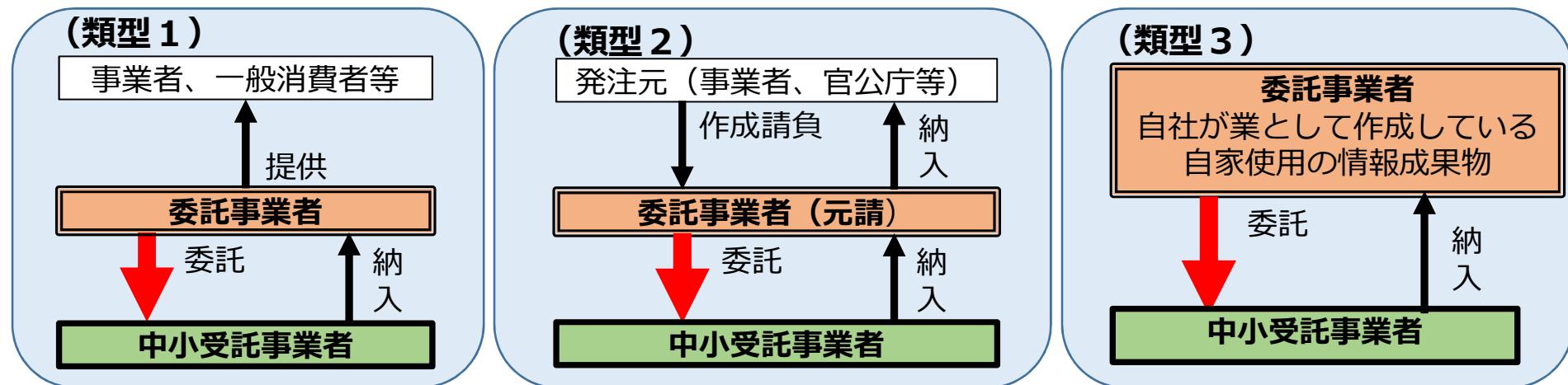
修理委託のポイント

- 修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させることをいう。
- 発注元への出張修理は、物品を納入するという行為が発生しないが、修理に該当する。

情報成果物作成委託 【第2条第3項】

- ・ ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にその作成作業を委託することをいう。

取適法の適用を受ける情報成果物の作成委託は、以下3つのタイプ^①（類型1～類型3）となる。



※ → が取適法の対象となる取引

情報成果物とは

- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメーションなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、ポスターのデザインなど）

また、情報成果物には、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容）、内蔵部品（例：家電製品の制御プログラム）、物品の設計・デザインに係わる作成物全般（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれる。

改正理由

- ▶ 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- ▶ 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ^①（類型1～類型4）となる。

（類型1）

事業者、一般消費者等

販売

委託事業者（元請）

運送委託

運送

中小受託事業者

（類型2）

発注元（事業者、官公庁等）

製造請負

委託事業者（元請）

運送委託

運送

中小受託事業者

（類型3）

発注元（事業者、官公庁等）

物品の修理

委託事業者（元請）

運送委託

運送

中小受託事業者

（類型4）

発注元（事業者、官公庁等）

情報成果物の
作成請負

委託事業者（元請）

運送委託

運送

中小受託事業者

※ →が取適法の対象となる取引

規模要件

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金3億以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下(個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金5千万以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

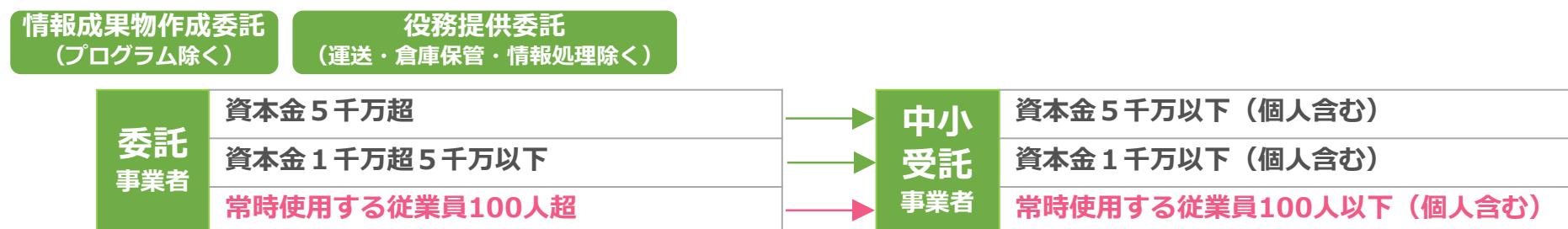
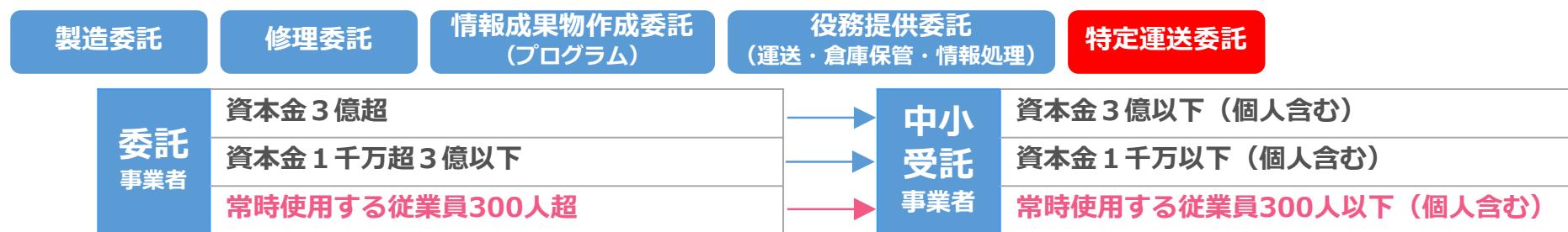
※赤色は改正内容

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。



資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。

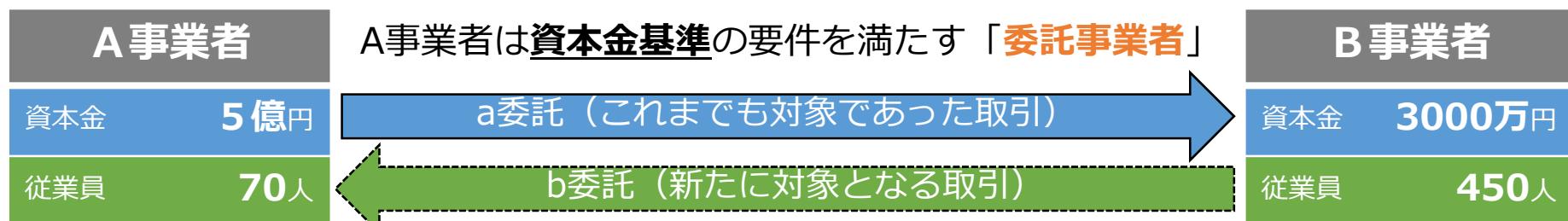
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金（※）
×	×	適用対象外

ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】



「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

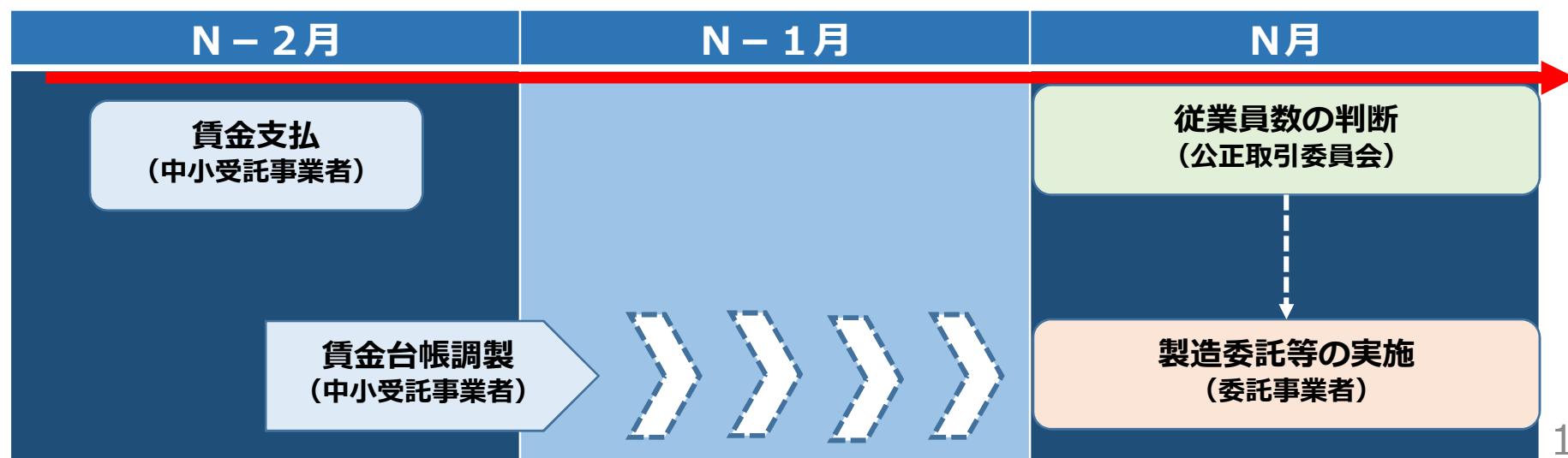
- 「常時使用する従業員」とは
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。**
- 「常時使用する従業員の数」とは
当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」**（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）**の数によって算定するものとする。**

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。
- ※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例

※N-2月の賃金台帳上の労働者の数をもって、N月の「常時使用する従業員の数」とする



委託事業者の義務

- ・中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の4つの義務が課せられる。

義務の内容

- ① 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- ② 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- ③ 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- ④ 遅延利息（14.6%）の支払義務

委託事業者の禁止行為の概要

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の行為を禁止。
- 中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 Point ! 改正
- ②代金の支払遅延の禁止
- ③代金の減額の禁止
- ④返品の禁止
- ⑤買いたたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point ! 改正

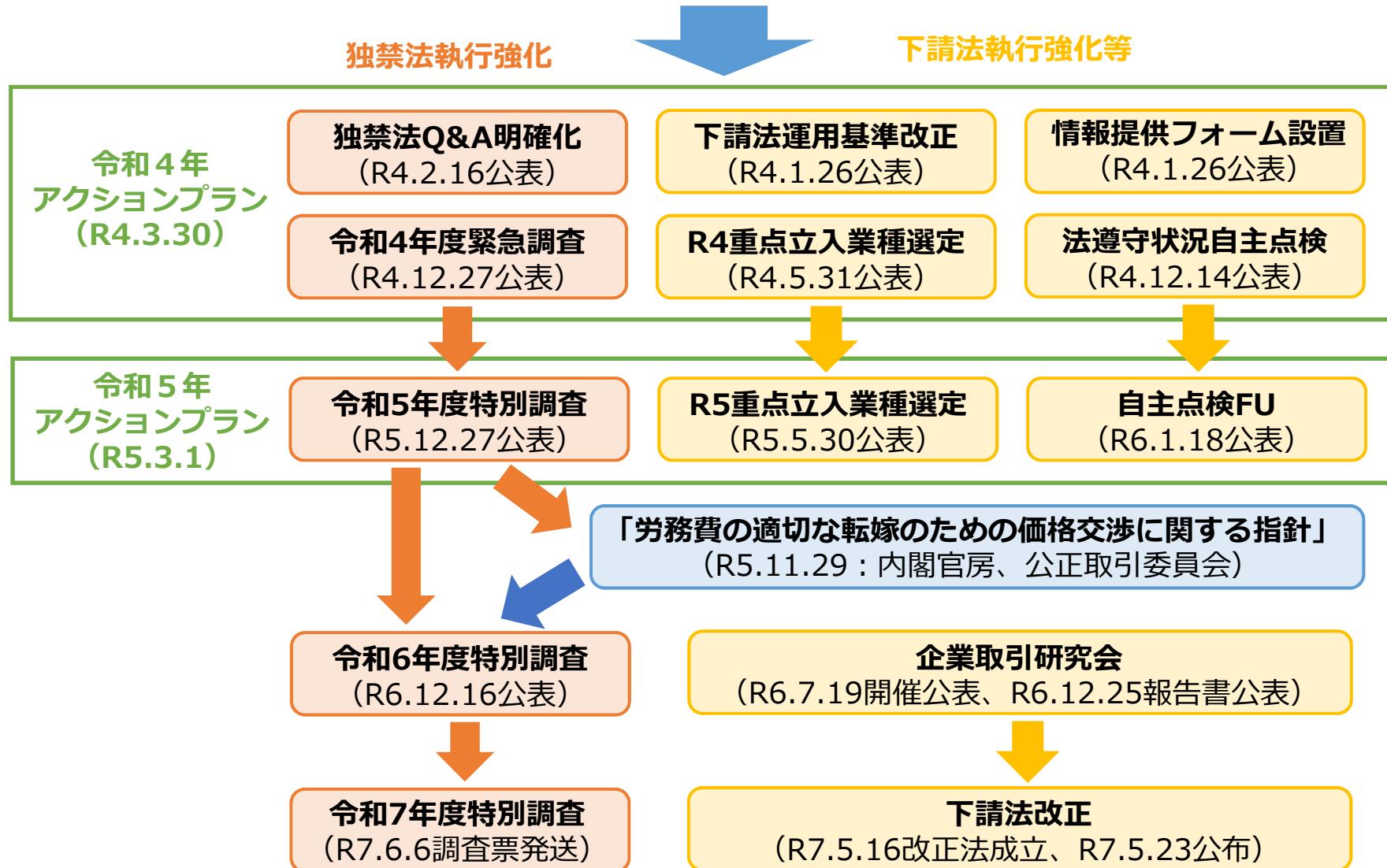


【本日の説明内容】

1. 取適法の概要について
2. 労務費指針について

価格転嫁円滑化に向けた取組（全体像）

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」
(R3.12.27 : 内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会)



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

(令和5年1月29日公表) ①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処すること**を明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行ふため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (令和5年1月29日公表) ②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

・説明動画
(公正取引委員会公式YouTubeチャンネル)
<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添
価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

○年○月○日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）単価（円）／ 単価上昇率（%）
材料・品番				
...				
小計	円			

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価上昇率（%）
電気代					
...					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）

改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	円	%	円

（例2）

現在の労務費単価 円／人・日	人数 人・日	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額 円
		%	円

小計 円

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等
小計 円

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下判法 フリーランス法 CPSC（政策研究センター） 用語・用語手帳

ホーム → 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房・公正取引委員会、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和5年中小事業者等に対する公正取引アクションプラン」（令和3年3月1日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

今般、内閣官房及び公正取引委員会の併せて、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

- 令和3年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公布について
- 令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
- 附録（価格交渉の申込み様式（例））

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下判法 フリーランス法 CPSC（政策研究センター） 用語・用語手帳

ホーム → 独占禁止法 法令・ガイドライン等（過去禁止法）・適用基準別件・沿革等の選択肢から外れる場合は、該当規則は該当規則

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

PDF版はこちら（PDF: 10MB）
改定（改訂版）の申込み ragazzi（ ragazzi ）にこちら
全国プロソック改定委員会のこちら
改定規則はこちら

令和5年11月29日 内閣官房 公正取引委員会

はじめに

原則料金やエネルギーコストのみならず、貴社の業務の実態を踏まえて、逐次的価格交渉による適度な転嫁を図りつつ、原則に背けない割上げを行なうことは、アリもアリ。経営の立場の実態のためこそである。その点、元就業の企団正しか不可欠である。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要

(令和6年12月16日公表)

令和6年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査（369件実施）

- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付。
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付。

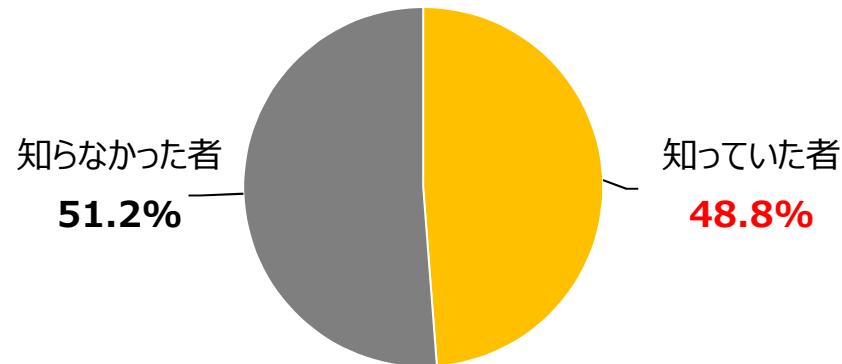
- 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

▶ 労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。

《労務費転嫁交渉指針の認知度》(注1)



(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、

東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。

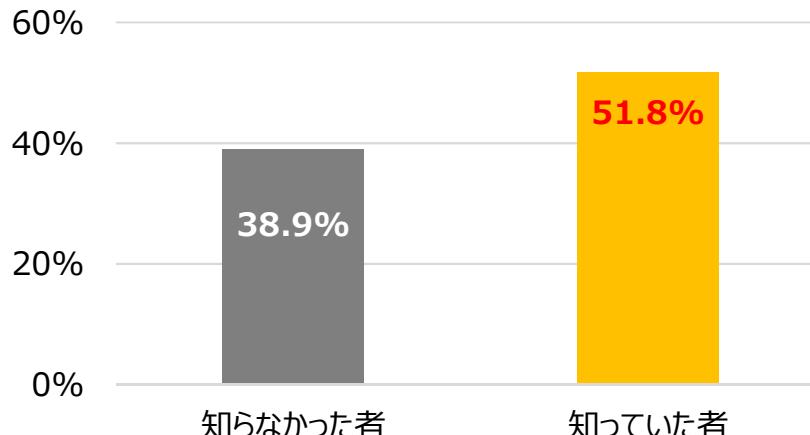
✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別(注2)にみると、

上位5業種は、放送業(74.1%)、輸送用機械器具製造業(67.0%)、石油製品・石炭製品製造業(60.5%)、鉄鋼業(59.9%)及び情報通信機械器具製造業(59.6%)

下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(27.5%)、自動車整備業(29.4%)、飲食料品小売業(30.2%)、印刷・同関連業(35.2%)及び家具・装備品製造業(36.1%)

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」と「知らなかった者」別に算出したもの。

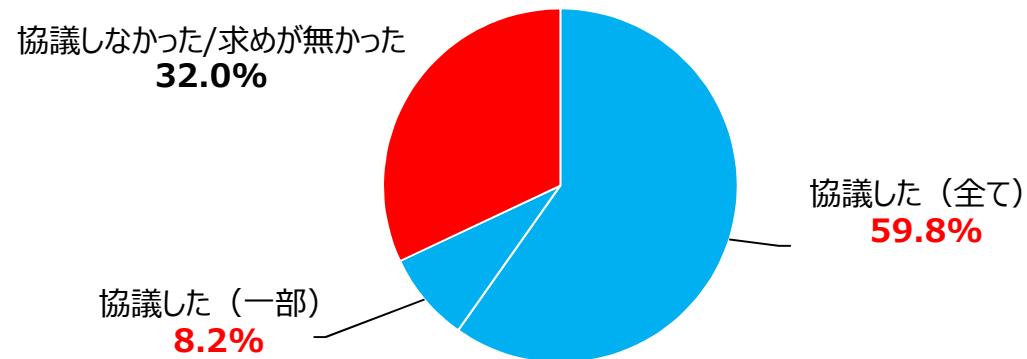
✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。

✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8% (一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%)。

(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

(注2) この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

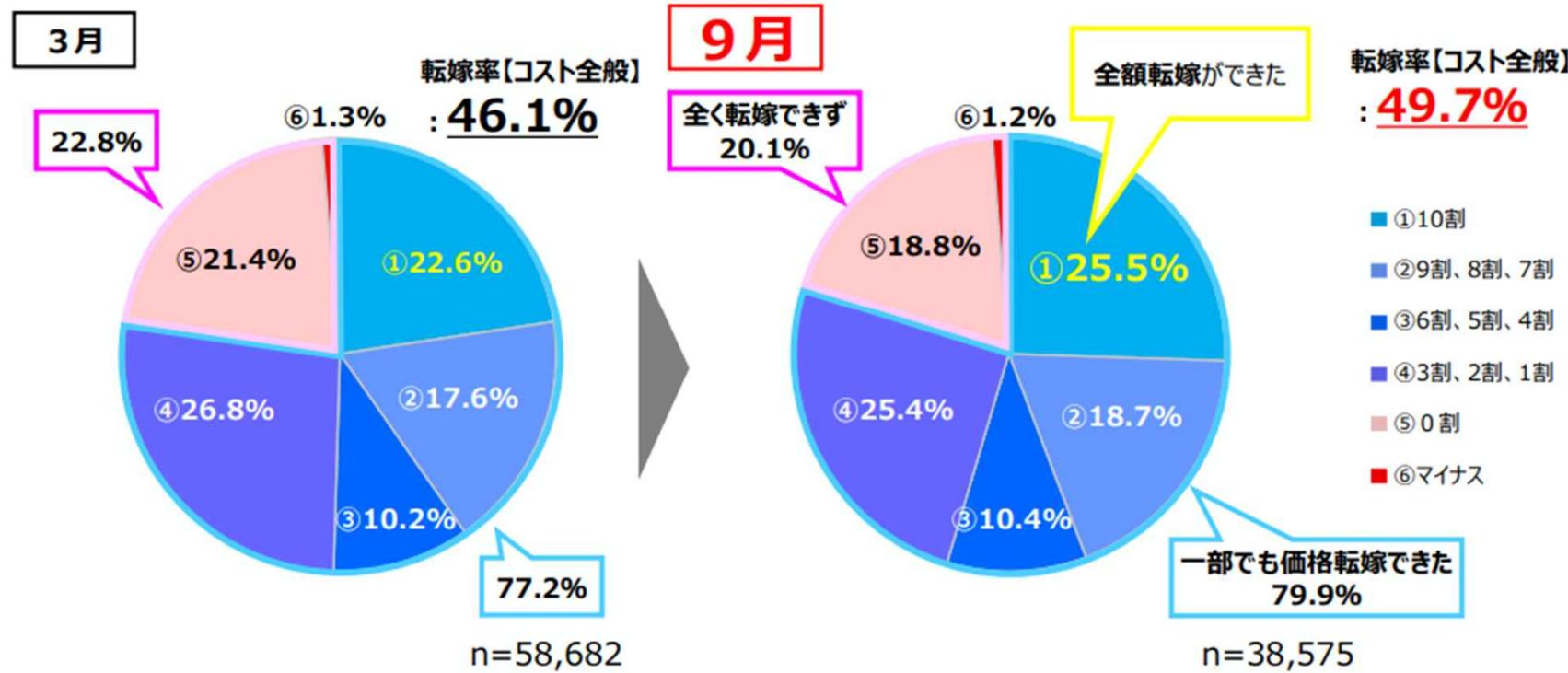
価格転嫁の状況

(中小企業庁 価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査結果 抜粋)

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%、今年3月より約3ポイント増加（前回46.1%→49.7%）。
 - 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
 - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
 - 「転嫁できなかつた」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



取適法の御案内

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

公正で自由な競争が持続的な成長と生活水準を向上させる

取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

競争の活性化に関する提言
(アドボカシー活動)

デジタル分野における公正取引委員会の取組

2024年11月1日から
フリーランスの方の
ために、
新しい法律が
スタートします。

取適法の御案内

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



改正法の説明動画（YouTube）も掲載しています！

中小受託取引適正化法（取適法）関係

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となります。本改正法は、令和8年1月1日から施行されます。

解説動画の御案内



更なる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブ
サイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL トップページ>報道発表・広報活動>各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ	知って守って 下請法 ～豊富な事例で 実務に役立つ～	中小受託取引 適正化法テキスト	優越的地位の 濫用 ～知っておきたい 取引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」